

札幌市住宅エコリフォーム補助金交付実施要領

[平成 22 年 4 月 28 日 都市局住宅担当部長決裁]

(最終改正 令和 8 年 3 月 31 日)

(趣旨)

第 1 条 この要領は、札幌市住宅リフォーム補助金交付要綱（平成 22 年 4 月 28 日都市局長決裁。以下「要綱」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この要領における用語は、札幌市環境負荷の低減等のための住宅リフォームの促進に関する条例（平成 21 年条令第 54 号）及び要綱で使用する例による。

(申請の受付)

第 3 条 要綱第 8 条第 1 項に規定する申請受付期間は、年度ごとに別に定めるものとする。
2 要綱第 8 条第 1 項に規定する補助金交付申請書の提出を受けたときは、住宅エコリフォーム補助金交付申請書受付番号票（兼抽選番号票）（様式 1）を交付するものとする。

(補助金交付申請に添付する関係書類)

第 4 条 要綱第 8 条第 1 項に規定する関係書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 住民票の写し（3 か月以内に発行されたもの）。法人にあっては、商業・法人の登記事項証明書又は登記簿謄本・抄本の写し（3 か月以内に発行されたもの）
- (2) 建物登記事項証明書（3 か月以内に発行されたもの、所有権に関する事項に仮差押えなど制限する事項がないもの）
- (3) 工事見積書
- (4) 施工前、施工後の設計図書
- (5) 工事箇所の写真
- (6) 第 1 号から前号までの書類の他申請内容の確認に必要な書類

(申請額が予定額を超えた場合の抽選)

第 5 条 申請受付期間内に補助金交付申請額が予定額を超えた場合、抽選により補助金交付予定者を決定するものとする。なお、申請受付期間内に補助金交付申請額がその期間の予定額に達しない場合は、申請受付期間を延長することができるものとする。
2 前項の抽選を行うときは、抽選日、抽選方法等を公表するものとする。また、抽選の結果について速やかに公表するものとする。

(完了報告に添付する関係書類)

第 6 条 要綱第 1 3 条に規定する関係書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 請負契約書及び領収書の写し
- (2) 工事完了箇所の写真（省エネ改修工事の内、床、屋根又は天井、外壁の断熱改修工事においては、適正量の断熱材を施工していることが分かる施工中の写真も添付）
- (3) 窓及び玄関扉の断熱改修工事においては、出荷を証する書類
- (4) 高断熱浴槽及び節水型便器への改修工事においては、性能を証する書類

- (5) 補助金交付申請後にリフォームする住宅に住所を変更した申請者は、住所変更後の住民票
- (6) 補助金交付申請後にリフォームする住宅の所有者となった申請者は、登記事項証明書
- (7) 総工事費が、補助金交付申請時の工事見積書の金額と変わったときは、変更金額と変更内容がわかる書類（追加工事分の見積書等）
- (8) 工事完了箇所の写真で工事内容が明確に確認できない場合、出荷を証する書類
- (9) 口座振込申出書（様式2）及び通帳等の写し（金融機関名、店名、口座番号、口座名義（氏名カナ）が確認できる箇所）
- (10) 第1号から前号までの書類の他工事内容の確認に必要な書類

附 則

この要領は、平成22年4月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年3月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

要領様式

要領関係条項	名称	様式
第3条	住宅エコリフォーム補助金交付申請書受付番号票(兼抽選番号票)	様式1
第6条第9号	口座振込申出書	様式2